

新型コロナウイルス感染症関連の必要書類・事項等について

日本 → イタリア

3月1日以降、イタリア渡航のためには、以下の(1)に加えて(2)のいずれか一つを提示する必要があります。

- (1) EU Passenger Locator Form (入力の上、提示)
- (2) 以下のいずれか一つ
 - ・ COVID-19 グリーン証明書 (ワクチン接種証明、治癒証明、陰性証明)
 - ・ 上記 (COVID-19 グリーン証明書) と同等の証明書 (以下 a) ~d) のいずれか一つ
 - a) 欧州医薬品庁 (EMA) が認可したワクチンの初回接種サイクル完了 (2回接種が必要なワクチンは2回接種が完了) を証明するもので、接種完了から9か月以内のもの。
 - b) 上記接種に加え、EMA が認可したワクチンでブースター接種を受けたことを証明するもの (現在のところ無期限)。
 - c) 6か月以内に発行された新型コロナウイルス感染からの治癒証明
 - d) イタリア入国前72時間以内に実施したPCR検査の陰性結果証明又はイタリア入国前48時間以内に実施した抗原検査の陰性結果証明。

※ (2) のいずれも提示できない場合は、EU Passenger Locator Form に記載した場所で、イタリア入国後5日間自己隔離を行い、隔離終了時にPCR検査又は抗原検査を受ける必要があります。

イタリア渡航時 (入国時) に提示が必要なワクチン接種証明書の有効期限は接種後2回目接種後9か月以内のものですが、イタリア国内での各種活動に際して必要なワクチン証明書は有効期限が異なり、2回目接種後6か月以内とされていますのでご注意ください。(3回目接種後は無期限) 詳細はこちらをご参照ください。

[【注意喚起】新型コロナウイルス感染拡大のためのイタリア政府の措置：新たな緊急政令 \(第5号\) \(2022年2月7日\) | 在イタリア日本国大使館 \(emb-japan.go.jp\)](#)

● COVID-19 グリーン証明書 (ワクチン接種証明) について

・ 書面での発行で必要なもの: ①申請書 ②パスポート ③接種券番号 ※詳細は各自治体にご確認ください。

・ スマートフォンでの発行で必要なもの: ①マイナンバーカード ②パスポート

【参考】日本からイタリアに渡航される方向けの情報（2022年3月4日現在）

[日本からイタリアに渡航される方向けの情報 | 在イタリア日本国大使館 \(emb-japan.go.jp\)](https://emb-japan.go.jp)

イタリア → 日本

【日本入国時の検疫手続に必要な証明書等】（令和4年2月28日更新）

以下の5点について、入国前にWEB上で手続きを行い、入国時の手続を簡略できる「ファストトラック」があります。成田国際空港、羽田空港、中部国際空港、関西国際空港、福岡空港から入国される方がご利用できます。ぜひ、ご利用ください。（⇒詳細はこちら [ファストトラック \(mhlw.go.jp\)](https://mhlw.go.jp)）

① **検査証明書の提示**（⇒詳細はこちら [検査証明書の提出について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://mhlw.go.jp)）

「出国前72時間以内に受けた検査の結果の証明書」の提出が必要です。この検査証明書取得にあたっては旅行会社の現地でのサポートを依頼しています。

② 検疫所が確保する宿泊施設での待機・誓約書の提出

（⇒詳細はこちら [検疫所が確保する宿泊施設での待機・誓約書の提出について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://mhlw.go.jp)） → イタリアからの帰国時には必要なし

③ スマートフォンの携行、必要なアプリの登録

（⇒詳細はこちら [スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://mhlw.go.jp)）

誓約書の誓約事項を実施するため、位置情報を提示するために必要なアプリ等を利用できるスマートフォンの所持が必要となります。検疫手続の際に、必要なアプリを利用できるスマートフォンの所持を確認できない方は、入国前に、空港内でスマートフォンをご自身の負担でレンタルしていただくよう、お願いすることになります。レンタルに要する費用等について、あらかじめ事業者のホームページ等でご確認ください。

検疫エリア内でのレンタルを実施している事業者

株式会社ビジョン <https://www.vision-net.co.jp/news/20210319002098.html>

④ 質問票の提出（⇒詳細はこちら [質問票の提出について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://mhlw.go.jp)）

待機期間中の健康フォローアップのため、検疫時にメールアドレス、電話番号等の連絡先を確認します。

⑤ワクチン接種証明書の提出（⇒詳細はこちら[入国後の自宅待機期間の変更等について](#)
[| 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#))

●日本入国後の自宅待機期間の変更

3月1日以降、日本帰国・入国者に対する自宅待機期間（原則7日間）の短縮措置が講じられています。

なお、ブースター接種済みの場合の措置を受けるためには、有効なワクチン接種証明書を入国時の検疫で提示する必要があります。

3月3日以降イタリアからの帰国・入国者には（1）の措置が適用されます。

（1）指定国・地域以外の国・地域（イタリアはこれに該当）からの帰国・入国

・ブースター未接種の場合：自宅待機を求めますが、入国後3日目以降に自主検査を受け、陰性の結果を厚生労働省（入国者健康確認センター）に届け出て確認が完了した場合は、その後の自宅待機の継続は求めない。

・ブースター接種済みの場合：入国後の自宅待機を求めない。有効なワクチン接種証明書の提示が必要。

◎有効なワクチン接種証明書についての情報を含めた上記措置の詳細は、以下のリンクをご参照ください。

[入国後の自宅待機期間の変更等について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

・イタリアから日本に帰国／渡航される方向けの情報（2022年3月4日現在）

[イタリアから日本に帰国／渡航される方向けの情報 | 在イタリア日本国大使館 \(emb-japan.go.jp\)](#)

機中/ ヘルシンキ（経由地）/ イタリア国内

いずれにおいても FFP2 マスク（医療用マスク）着用が求められます。

最後に、以上の情報は「2022年3月31日現在の情報です。今後変更されることもありますのでご了承ください。

以上